

船舶事故等調査報告書

平成25年2月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012横第175号
事故等種類	運航不能（舵故障）
発生日時	平成24年7月22日 08時00分ごろ
発生場所	東京都八丈町八丈島東方沖 八丈島灯台から真方位066°21.5海里付近 （概位 北緯33°13.3′ 東経140°14.7′）
事故等調査の経過	平成24年10月3日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第三鏡進丸、69トン
船舶番号、船舶所有者等	SO2-4807（漁船登録番号）、宇都宮水産株式会社
乗組員等に関する情報	船長、六級海技士（航海） 機関長、六級海技士（機関）
死傷者等	なし
損傷	油圧操舵装置の油圧ポンプ駆動用モーター焼付き
事故等の経過	本船は、船長及び機関長ほか6人が乗り組み、八丈島東方沖において、約3ノットの速力で前進しながら金目鯛のはえ縄漁の揚縄作業を行っていたところ、平成24年7月22日08時00分ごろ、突然、舵が効かなくなった。 船長及び機関長は、点検したが原因が分からず、自力航行が困難と思い、船主に救援を要請し、本船は、僚船にえい航されて静岡県下田市下田港に帰港した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 4 海象：うねり 波高約1.5m
その他の事項	本船は、帰港後、油圧操舵装置の油圧ポンプを駆動する電動モーターが、焼き付いていることが判明した。 本船は、整備業者の調査により、腐食によって操舵装置の台座を船体に固定する全てのボルトが破断し、更にオートパイロットのアンプと追従発信機の間をつなぐケーブルが断線しており、同アンプの基盤が故障していることが判明した。
分析	
乗組員等の関与	なし
船体・機関等の関与	あり
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、八丈島東方沖で前進しながら揚縄作業中、操舵装置の油圧ポンプを駆動する電動モーターが焼き付いたことから、操舵装置を作

	<p>動させることができず、操舵不能になって運航不能となったものと考えられる。</p> <p>本船は、操舵装置の台座を船体に固定する全てのボルトが破断し、更にオートパイロットのアンプと追従発信機の間をつなぐケーブルの断線により、同アンプの基盤が故障して舵が正常に作動しなくなり、電動モーターに過大な負荷が掛かって焼き付いた可能性があると考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本インシデントは、本船が、八丈島東方沖で前進しながら揚縄作業中、操舵装置の油圧ポンプを駆動させる電動モーターが焼き付いたため、操舵装置を作動させることができず、操舵不能となったことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備業者に依頼するなどして定期的に操舵装置の点検整備を行うこと。</li> </ul>